

【交差点の通行ルール】

1 「止まれ」の標識がある交差点では 必ず一時停止する

一時停止したあとは、交差点の左右をよく確認しよう。
標識がなくても交差点では一時停止を心がけましょう。
踏切でも必ず一時停止し、左右の安全を確認しましょう。

《自転車事故の多くは一時不停止が原因で発生》

【しっかり止まって はっきり確認】



2 交差点では、左右の安全を確かめてから渡る

交差点に入る前に一旦停止し、左右の安全を確認してから渡りましょう。

《家の近く、いつもの慣れた通りでの事故が多発しています》

3 信号機に従って通行する

自転車は、車道を通行する時は車用の信号に従います。

歩道を通行するときは、歩行者用信号に従い横断歩道を通ります。

歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の表示があるときは、歩行者用信号に従います。

※ 横断歩道で歩行者の通行を妨げるときは、自転車を降りて押して渡る



4 自転車横断帯を通行する

自転車横断帯がある場所付近を横断するときには、自転車横断帯を通行する。

5 信号のない交差点での右折は、左端 にできる限り寄って「大回り」で右折する

交差点の内周に沿って交差点の向こう側まで、まっすぐ進み、速度を十分に落としてから曲がらなければなりません。

自動車と違い、交差点の中心の近くを通過して右折することはできません。

